

商船学科志願者各位

広島商船高等専門学校

### 平成24年度入学者選抜における商船学科志願者の色覚基準について

このたび、船員養成にかかる国際条約（STCW条約）の改正を受け、平成24年1月に船員法等関係法令の改正が予定されており、身体基準の弁色力（色覚）の項目で、機関士についても航海士に準じた弁色力が求められることとなります。

このことについて、本校の対応を下記に示しますので、本校の商船学科を志願する場合には、十分注意して下さい。

#### 記

平成24年度学生募集要項（p.2,12）の「健康診断の基準」及び「身体基準」においては、現行の法令等に基づき、機関コースでの弁色力（色覚）の基準を「修学に支障のないこと。」としていますが、平成24年度入学生から上記の通り機関士にも航海士に準じた基準が適用されることとなります。

弁色力に異常（色盲又は強度の色弱）がある場合は、海技免許が取得できなくなる可能性があります。商船学科を志望される方で弁色力に不安のある方は、眼科医等にご相談いただき、「石原式色盲表国際版38版」、または「パネルD-15」による色覚検査を行い、少なくとも「パネルD-15」を用いた検査に合格することを確認して下さい。

なお、「パネルD-15」を用いた検査に不合格の方は、本校学生課教務係までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：広島商船高等専門学校 学生課教務係

TEL 0846-67-3022 FAX 0846-67-3029

#### （参考）「パネルD-15」検査について

連続した色相の15個のチップを、色が連続的に変化するように並べる検査です。「パネルD-15」検査を実施している病院が不明な場合は、本校学生課教務係までお問い合わせ下さい。